

## 世界諸国における特許出願の動向及び関連情報：第3部

筆者：ケビン・シユムチャック (Kevin Szymczak, 弁理士)

クライアントが世界的特許ポートフォリオの構築に着手するとき、有能な特許代理人は、クライアントが権利を取得したい国の特許の出願及び係属状況に関する基本情報を把握します。本記事では、アフリカからいくつかの国をピックアップし、それらの国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響について大まかにご紹介します。

### 出願、審査及び費用

本記事は、世界諸国における特許出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響をテーマとした4部構成のシリーズの第3部です。第1部は[こちら](#)からご覧になれます。第2部は[こちら](#)からご参照ください。今回の第3部では、バーレーン王国、クウェート国、オマーン国、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦に焦点を当てます。本記事において触れていない何か具体的な質問がありましたら、現地代理人に問い合わせることをお勧めします<sup>1</sup>。

複雑な知的財産ポートフォリオを持つ多くのクライアントが世界の12以上の国において特許及び特許出願を有することはよくあります。知的財産を効果的に管理するには、クライアントの目標、各国特許庁の様々な規則及び手続における差異、そして、対象国における金銭的投資の見返りとしての予期可能な特許権の存続期間を理解することが不可欠です。世界的知的財産管理の1つの側面とし

---

<sup>1</sup> 本記事の準備期間中に弊所からの質問等に好意にお答え下さった Saba IP の方々のご協力を賜り、ここに心から感謝申し上げます。

て、クライアントが権利の保護を望む国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響に対する理解がとても重要です。

出願人が特許の権利範囲を得るためにリソースを投入する場所を選択する際の役に立ちたいという思いから、本記事シリーズにおいて、（１）実体審査、（２）出願から特許庁による１回目のアクションまでの予想期間、（３）特許権の存続期間、（４）出願人が特許料や年金を納付する意向がない場合に出願を放棄することによって引き起こされる可能な結果<sup>2</sup>、及び（５）特許審査段階の現在の状況に関する情報をご紹介します。各情報は国別で表示されています。

1998年に、湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council, GCC）が、加盟国であるバーレーン王国、クウェート国、オマーン国、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦と中央特許庁（central patent office）の運営を開始しました。出願人が当該中央特許庁に行った単一の地域出願及び手続の効力は、全ての加盟国に及びました。出願人は必要に応じて任意の同盟国に直接出願することもできました。2021年1月に、湾岸協力会議は、中央特許庁における新規特許出願の受付を停止するを発表しました。したがって、それ以降、出願人は特許保護を求めたい同盟国に直接出願する必要があります。現時点で、2021年1月以前から中央特許庁に係属している出願は保留されており、中央特許庁がこれらの出願の審査を継続するか否かについての情報はありませんが、弊所は時折、係属中の出願に関する通知を受領しています。

中央特許庁は最近、限定した範囲で新規出願の受付を再開しました。中央特許庁は現在、同盟国からの要請を受けると、出願受付、出願審査及び特許付与を行います。そのため、中央特許庁は今どちらかというと、同盟国が選択して利用する外部委託先のようなものです。少なくとも今のところ、権利付与された特許

---

<sup>2</sup> 過去数年にわたって今にかけていくつかの国の特許制度において、未納料金は特許所有者の負債としてみなされています。そのような負債を回避するために、特許所有者は対象特許の権利を明示的に放棄する必要があります。

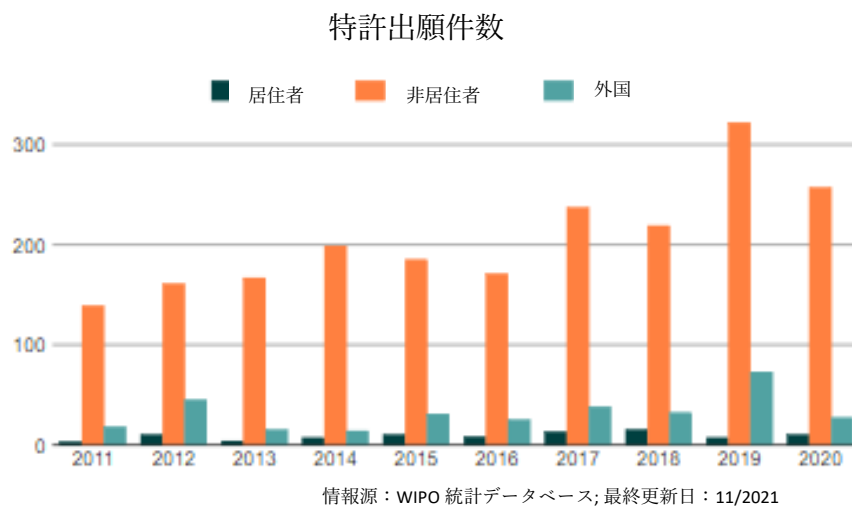
は、要請した同盟国のみにおいて効力を有します。したがって、特許保護を求め各同盟国に直接出願する出願人にとっては依然として有益です。

バーレーン王国、クウェート国、オマーン国、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦は全て、パリ条約と特許協力条約の締約国です。したがって、バーレーン王国、クウェート国、オマーン国、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦に特許出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内に、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

以前の地域GCC出願によって与えられたように、個別の国内段階移行による権利保護を検討している場合、翻訳等のコストの削減を考慮すると、ファミリー出願を一の共通代理人に依頼することをお勧めします。

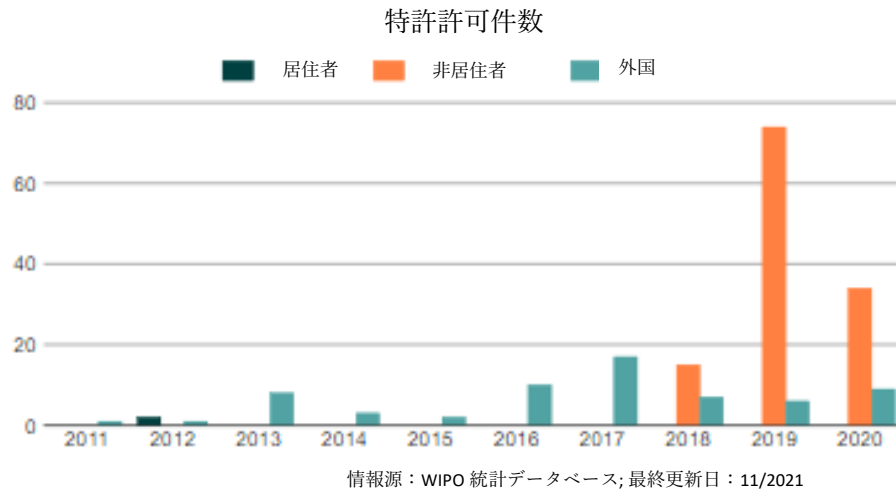
### バーレーン王国

過去十年にわたり、バーレーン王国における非居住者による出願件数が着実に増加しました<sup>3</sup>。



<sup>3</sup> WIPO IP 統計情報: [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=BH](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=BH)

同時期において、バーレーン王国における特許許可件数が比較的少なかったですが、2018年頃から上昇傾向が見られています<sup>4</sup>。



バーレーン王国では、特許、実用維新案及び工業意匠が認められます。バーレーン王国において、出願の放棄を回避するため、審査請求が必須であり、方式審査が完了された後に請求を行わなければなりません。特許権の存続期間（以下、「特許期間」という）は、優先日から20年です。実用新案も実体審査を受けます。実用新案権の存続期間は、出願日から10年であり、更新できません。工業意匠は、方式審査のみを受け、意匠権の存続期間が出願日から10年であり、任意ですが、5年単位で一回のみ延長可能です。

バーレーン王国における年金の納付期限が出願の特許付与日に基づきます。年金は特許許可まで累積され、累積年金は特許料と同時に納付期限を迎えます。それ以降の年金は、特許期間中において、毎年納付する必要があります。

バーレーン王国において、特許所有者による年金未納などによって出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。

---

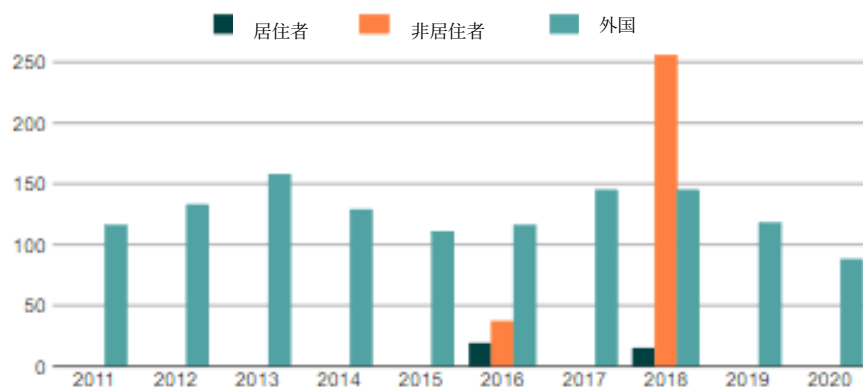
<sup>4</sup> *Id.*

最後に、バーレーン王国における特許審査はかなり安定していると言えます。出願人は、国内出願日から約4年以内に出願に対する最終処分を予期してよいでしょう。

### クウェート国

過去十年にわたって、クウェート国における居住者及び非居住者による出願件数が、2016年及び2018年を除き、極めて少なかったです<sup>5</sup>。

特許出願件数

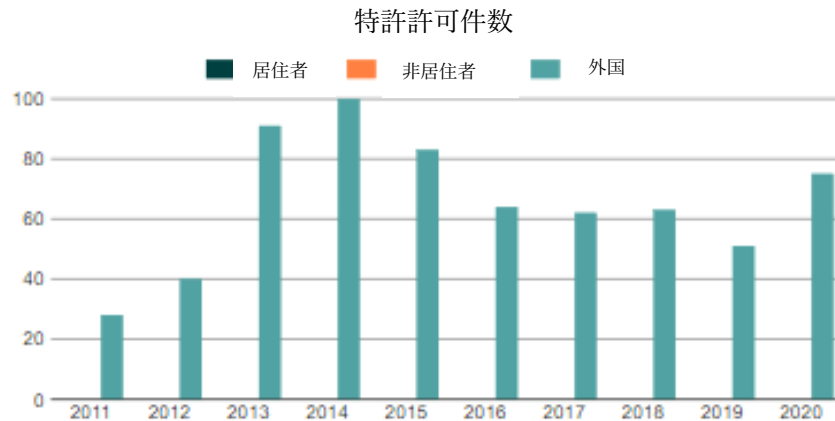


情報源：WIPO 統計データベース; 最終更新日：11/2021

同時期において、クウェート国において許可された特許はありませんでした<sup>6</sup>。湾岸協力会議における変更の結果として、審査及び許可が変わると予期されますが、新しい審査手続の期間等は具体的になっていません。

<sup>5</sup> WIPO IP 統計情報: [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=KW](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KW)

<sup>6</sup> *Id.*



情報源：WIPO 統計データベース;最終更新日：11/2021

クウェート国において、特許及び工業意匠が認められます。特許期間は、クウェート国における出願日から20年です。工業意匠権の存続期間は、出願日から10年であり、更新できません。クウェート国における年金は、累積される形で、出願の特許公開前に納付期限を迎えます。

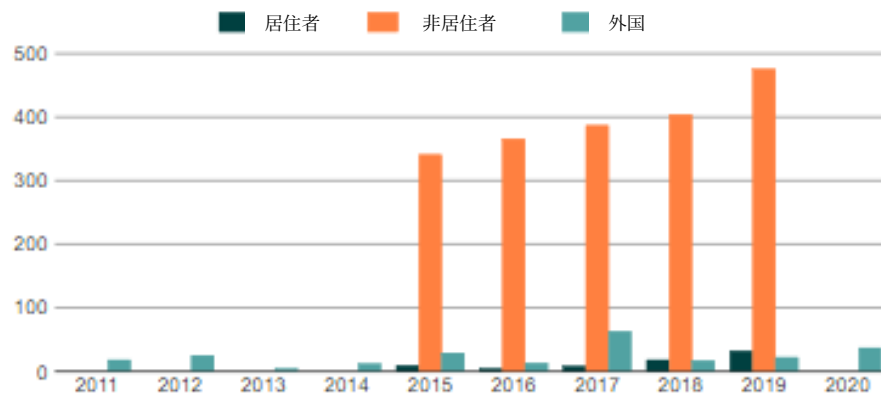
しかしながら、クウェート国では歴史的に無審査主義であり、特許許可の実績もなく、その関係で特許期間及び年金に関する情報は確認できませんでした。湾岸協力会議における最近の変更によって、クウェート国は、実体審査手続を更新されましたが、審査が依然として珍しく、係属状況及び許可の関連時間枠も設けられていません。

### オマーン国

過去十年にわたり、オマーン国における出願件数が比較的少なかったですが、2015年頃から非居住者による出願が増えました<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> WIPO IP 統計情報: [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=OM](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=OM)

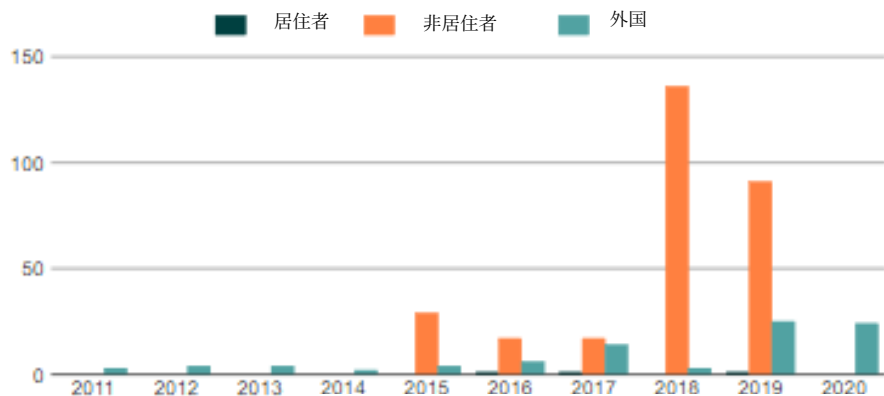
### 特許出願件数



情報源：WIPO 統計データベース;最終更新日：11/2021

同時期において、オマーン国における特許許可件数が概ね、相対出願件数と同傾向を見せました<sup>8</sup>。

### 特許許可件数



情報源：WIPO 統計データベース;最終更新日：11/2021

オマーン国では、特許が認められます。審査請求は国内出願と同時に提出されなければなりません。方式審査が通常、国内出願日から6か月以内に完了され、その後、実体審査から最初のアクションの発行まで更なる12～18か月を要します。特許期間は、優先日から20年です。

<sup>8</sup> Id.

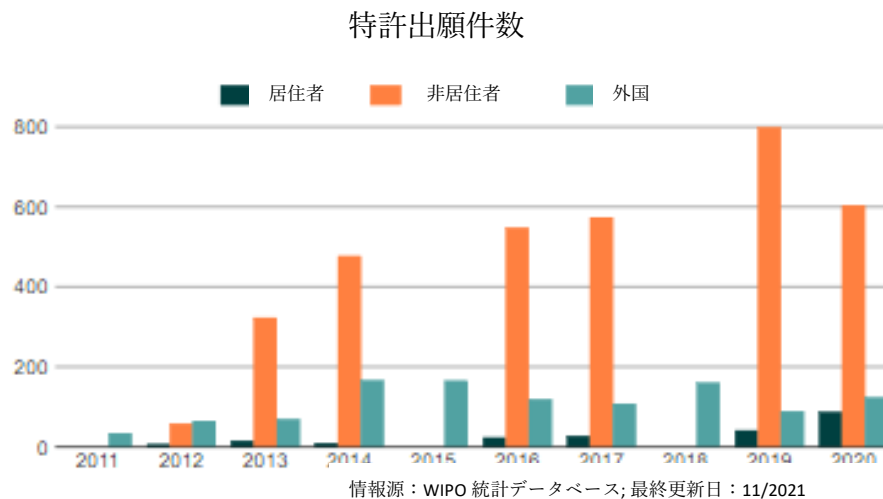
オマーン国における年金の納付期限が出願日から起算されます。それ以降、特許が係属中又は有効な場合、年金は毎年、納付しなければなりません。なお、年金納付期限の起算基準日は、国内出願日ではなく、国際出願日に基づきます。

オマーン国において、出願を消滅させることで特許権利の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。

最後に、オマーン国における特許審査がかなり所定の通りで行われていますが、オマーン国特許庁の審査状況が確かに、大幅に遅延しています。出願人は、出願日から約24か月以内に最初のアクションの発行を予期してよいでしょう。

## カタール

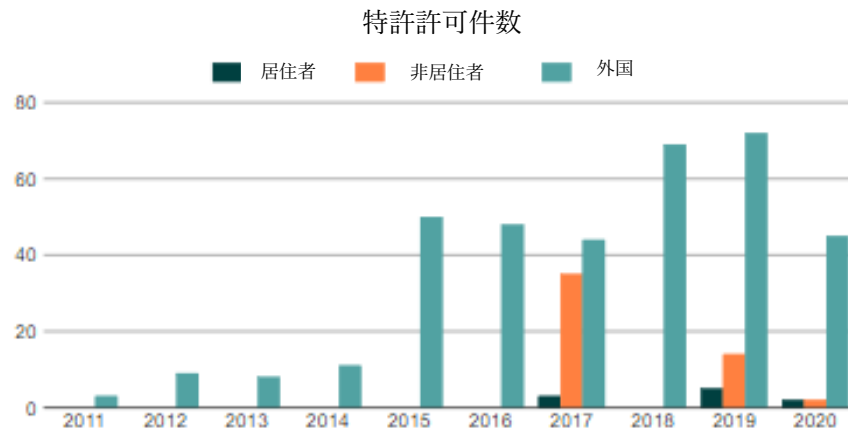
過去十年にわたって、カタールにおける非居住者による出願件数が着実に増加しました<sup>9</sup>。



<sup>9</sup> WIPO IP 統計情報: [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=QA](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=QA)



同時期において、カタールにおける非居住者に対する特許許可件数が比較的少なかったです<sup>10</sup>。湾岸協力会議における変更が非居住者に対する出願の特許許可に影響を与えるかはまだ観察が必要です。



情報源：WIPO 統計データベース; 最終更新日：11/2021

カタールでは特許が認められます。カタールにおいて、出願の放棄を回避するために審査請求が必須であり、方式審査完了後に審査請求を提出しなければなりません。特許期間は、国内出願が最も早い出願である場合はその国内出願日から、或いは国内段階移行による出願の場合は、PCT 出願日から 20 年です。

カタールにおける年金は、優先権出願の初年度から起算し、その年度に納付期限を迎えます。それ以降、年金は、係属中及び特許期間中に、毎年納付されなければなりません。

カタールにおいて、特許所有者による年金未納などによって出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。

最後に、カタールにおける特許審査がかなり安定していますが、緩やかに遅い傾向にあります。出願人は、国内出願日から 3 年又は 4 年以内に方式審査報告の

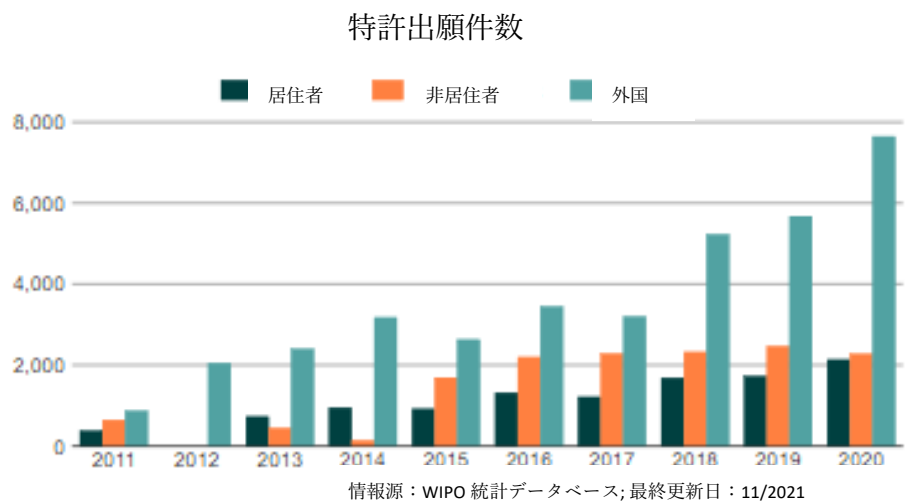
---

<sup>10</sup> *Id.*

発行、そして、国内出願日から4年又は5年以内に最初の実質的なアクションの発行を予期してよいでしょう。

## サウジアラビア

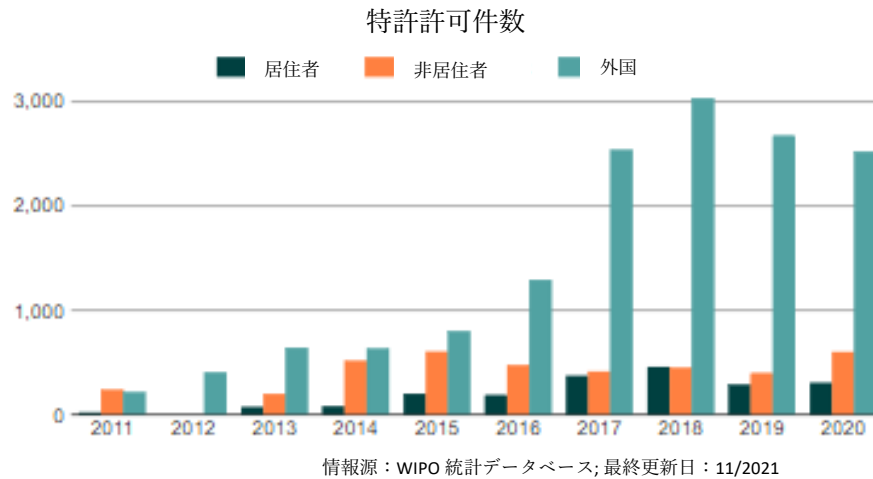
過去五年にわたり、サウジアラビアにおける非居住者による出願件数が安定している一方で、サウジアラビアによる外国出願件数が着実に増えました<sup>11</sup>。湾岸協力会議における変更によって、サウジアラビアへの直接出願がどのように影響を受けるかはまだ観察が必要です。



同時期において、サウジアラビアにおける特許許可件数が比較的安定しています<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> WIPO IP 統計情報: [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=SA](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=SA)

<sup>12</sup> *Id.*



サウジアラビアでは、特許及び工業意匠が認められます。サウジアラビアにおいて、審査請求が必須であり、方式審査完了後3か月以内に審査請求を提出しなければなりません。特許期間は、国内出願が最も早い出願である場合はその国内出願日から、国内段階移行による出願の場合はPCT出願日から20年です。工業意匠は、方式審査のみを受け、権利の存続期間が出願日から10年であり、延長できません。

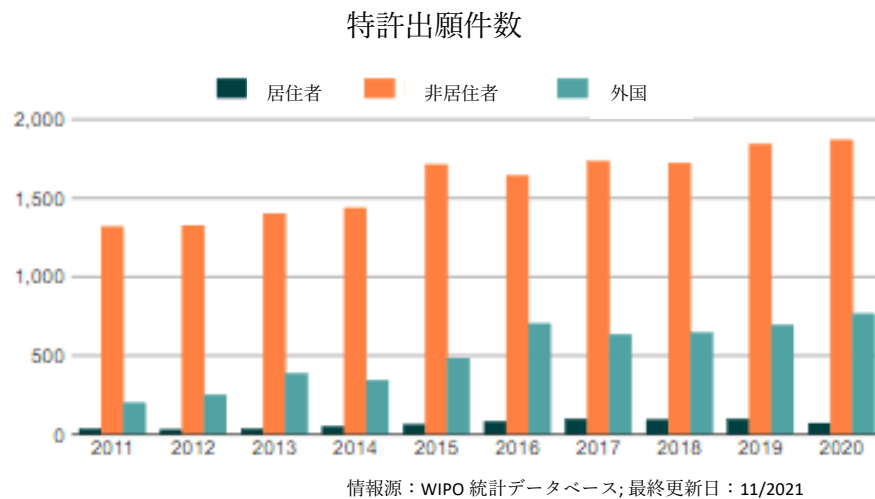
サウジアラビアにおける年金はサウジアラビアに出願した翌年の1月1日から起算されます。それ以降、年金は、係属中及び特許期間中に、毎年納付する必要があります。

サウジアラビアにおいて、特許所有者による年金未納などによって出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。

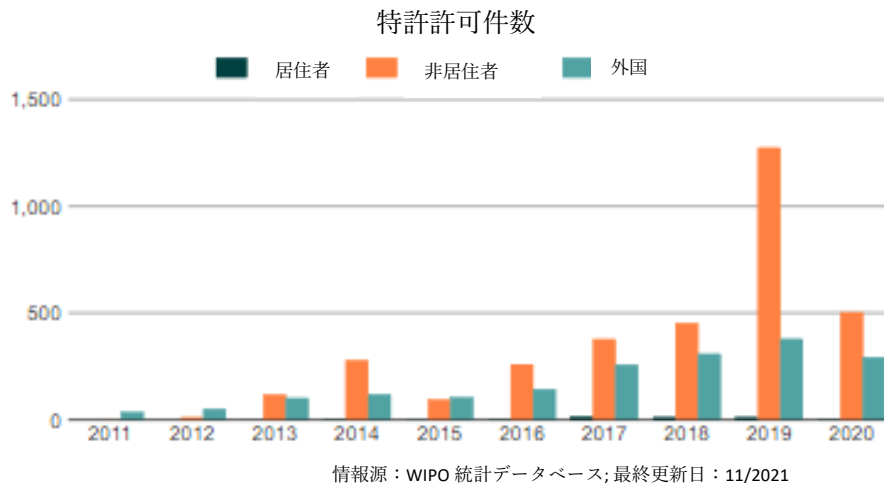
最後にサウジアラビアにおける特許審査がかなり安定しています。出願人は、国内出願日から約2年以内に最初の審査報告の発行を予期してよいでしょう。

## アラブ首長国連邦

過去十年にわたり、アラブ首長国連邦における非居住者による出願件数が安定して増加しました<sup>13</sup>。湾岸協力会議における変更がその出願件数にどのように影響を与えるかはまだ観察が必要です。



同時期において、アラブ首長国連邦における特許許可件数が上昇傾向にありました<sup>14</sup>。



<sup>13</sup> WIPO IP 統計情報: [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=BH](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=BH)

<sup>14</sup> *Id.*

アラブ首長国連邦では、特許、実用新案及び工業意匠が認められます。アラブ首長国連邦において、出願の放棄を回避するために審査請求が必須であり、方式審査完了後90日以内に請求を提出しなければなりません。特許期間は優先日から20年です。実用新案も実体審査を受けます。実用新案権の存続期間は、出願日から10年であり、更新できません。工業意匠は、方式審査のみを受け、権利の存続期間が出願日から10年であり、延長不可です。

アラブ首長国連邦における年金は、国際出願日の翌年から起算されます。その後、年金は係属中及び特許期間中に、毎年納付されなければなりません。

アラブ首長国連邦において、特許所有者による年金未納などによって出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。

最後に、アラブ首長国連邦における特許審査がかなり安定しています。出願人は、国内出願日から約3年以内に出願に対する最終処分を予期してよいでしょう。

本シリーズ記事では、第1部において南米からいくつかの国をピックアップし、第2部においてアフリカ諸国に焦点を当てました。次回の第4部においては、東南アジア及びオセアニア諸国についてご紹介します。